

新型コロナウイルス感染症予防対策補助金について

このことについて、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

補助金の申請日に市内に事業所を有し、事業を営んでいる事業者で、東京都が定める感染防止徹底宣言ステッカーを掲示していること。

2 対象経費

以下の(1)(2)両方を満たすもの。

- (1) 各省庁若しくは東京都が作成した新型コロナウイルス感染拡大予防についてのガイドライン又は内閣官房ホームページに掲載されている「業種別ガイドライン」に基づき行う、新型コロナウイルス感染症の予防に係る工事費、消耗品費及び備品購入費（設置に要する経費を含む。）
- (2) 令和3年4月1日から令和4年1月31日までに発注、契約、取得、実施及び支払いが完了したもの。

3 補助額

対象経費の10分の10とし、1事業所当たり100,000円を限度とする。

4 申請方法

令和3年7月1日から令和4年2月28日までの間に、申請書等を産業観光課宛に郵送または窓口で提出。申請書等は窓口で配布するほか、ホームページで公開する。

5 周知方法

市報むさしむらやま(令和3年7月1日号)、ホームページ及びSNSで周知するほか、対象事業所宛に補助金の申請案内を郵送する（6月下旬発送予定）。



武蔵村山市

新型コロナウイルス感染症 予防対策補助金

補助額

最大 **10** 万円

申請期間

令和3年7月1日～
令和4年2月28日

対象
経費

以下の①②を満たすものに要した経費を補助します。(上限10万円)

- ①国・都・各業界団体が作成したガイドラインに基づく、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための工事又は消耗品・備品購入に要した経費(税抜)
- ②令和3年4月1日～令和4年1月31日までに、発注・契約・取得・支払いが完了したもの
※他の補助金を受けて実施(購入)した工事又は消耗品・備品は対象外



工事費

パーティションの設置、換気設備工事、
センサー付き水洗化工事等

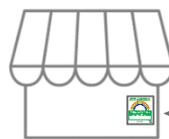


消耗品・備品購入費

マスク、アクリル板、消毒液、
空気清浄機等の購入

対象事業者

武蔵村山市内に事業所を有する法人・
個人事業主で、東京都が定める感染防
止徹底宣言ステッカーを店舗又は事
務所等に掲示していること。



感染防止徹底宣言
ステッカー HP



— 申請方法等は裏面へ —

申請方法

1店舗当たり
申請は一度まで

市ホームページから申請書等をダウンロードし、必要書類を添付の上、下記まで郵送又は窓口で提出してください。



申請期間 令和3年7月1日(木)～令和4年2月28日(月) (消印有効)

提出先 〒208-8501 武蔵村山市本町 1-1-1
武蔵村山市 産業観光課 商工係宛

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り郵送での提出にご協力ください。

必要書類

① 交付申請書・対象経費一覧表・請求書

→市ホームページからダウンロードしてください。
市役所産業観光課窓口でも配布。



市 HP



② 工事費又は消耗品・備品購入費を支払ったことが分かる書類（領収書等）

→①対象経費一覧表の裏面に添付してください。

③ 事業活動を確認できる書類（確定申告書又は履歴事項全部証明書等）

（法人）履歴事項全部証明書

（個人事業主）本人確認書類（運転免許証等）・令和2年分所得税確定申告書*の写し

※令和3年1月1日以降に事業を始めたかたは、営業許可証又は貸借契約書等の写し

④ 振込先口座の通帳の金融機関名・支店名・口座番号・名義人の記載があるページの写し

⑤ 感染防止徹底宣言ステッカーを掲示していることが分かる写真

⑥ 【工事のみ】 施行前・施工後の写真

⑦ 根拠となるガイドライン*の該当箇所（要マーカー）

※内閣官房ホームページに掲載されている「業種別ガイドライン」又は
国・東京都が作成した新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインが対象



内閣官房 HP



✓ **以下の工事又は物品購入を行った場合、⑦は提出不要です**

（工事）パーテーションの設置、換気設備の設置、センサー付き水洗化工事

（物品）マスク、非接触型体温計、消毒液、扇風機・サーキュレーター、
アクリル板・透明ビニールカーテン、消毒作業用手袋、ペーパータオル

詳細は市ホームページをご覧ください